

令和4年9月27日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局  
運航労務監理官

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	群馬県千代田町
(3) 処分等の種類	輸送安全確保命令
(4) 原因となった事故等の概要	<p>令和4年4月23日に発生した知床遊覧船の事故を契機にした一連の取組の中で、一般旅客定期航路事業（赤岩渡船）の安全統括管理者及び運航管理者の解任及び選任の届出がされていないことが判明した。</p> <p>これを受け海上運送法第25条に基づく立入検査を実施した結果、資格要件を満たさない者を安全統括管理者として選任し業務を行わせていた事実を確認した。</p>
(5) 処分等の内容	<p>下記①～④に係る措置について、文書にて報告するよう命令した。</p> <p>① 法令等違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、組織内に周知徹底を図ること。</p> <p>② 海上運送法等の関係法令及び安全管理規程の遵守、並びに安全意識の向上を図るため、担当者及び乗組員に対して定期的に教育を実施し、記録を残すこと。</p> <p>③ 飲酒対策について、令和4年8月10日付け変更届出のあった安全管理規程に基づき構築されたアルコール検査体制を遵守し、アルコール検査を行った上で業務を実施させること。</p> <p>④ 安全統括管理者及び運航管理者の資格要件に留意した人事異動及び配置をすること。</p>